

介護保険によるサービスを利用するには…

① 要支援・要介護認定の申請が必要です

・市役所・町村役場の高齢者の担当窓口で、要支援・要介護認定の申請が必要です。（申請方法がわからない場合は、最寄りの地域包括支援センターで相談することもできます。）

◆持参するもの…介護保険被保険者証

（ただし、40歳～64歳までの方は医療保険の被保険者証。）

② 認定調査を受け、認定結果が通知されます

・申請後に認定調査員がご本人やご家族のところに訪れて、心身の状態や日頃のご様子などを聞き取ります。その後、判定結果に基づき申請日から30日前後で認定結果が通知されます。（※認定は認定調査の聞き取りの結果、主治医意見書をもとに保健・医療・福祉の専門家で構成する介護認定審査会で審査されます。）

③ ケアマネジャーに計画を立ててもらいます

・個人の生活にあわせたサービスを計画してもらいます。訪問・通所・施設入所サービス、福祉用具の貸し出しや購入、住宅改修などのサービスが受けられま

介護サービスの利用には費用はかかりますか？

- 要支援・要介護認定を受けて、要支援・要介護と認定された方が利用可能です。介護サービスの利用は1割又は2割負担です。
- 要介護区分に応じて月額の利用上限額が決められています。

地域包括支援センターとは？

- お住まいの地域ごとにある福祉や介護の相談所です。介護サービスに関することや生活上の困り事などを相談することができます。
- 旭川市には11か所設置されています。（役場内に設置されている市町村もあります。）
- 高齢者のみなさんが安心して生活できるよう、他の機関と連携して支援してくれます。

◆介護保険制度に関するご相談は、医療支援センターにお気軽にご相談下さい。

- ・曜日：月曜日～金曜日（祝祭日を除く）
- ・時間：午前8:25分～午後5時
- ・電話：0166-22-8111(内線)3120/3121



【地域の皆様へ】

当院は地域と連携し救急患者を夜間、休日または深夜を含む24時間診療することのできる体制を整えております。担当医師は正面玄関掲示にてご確認ください。